

無期転換受領通知書

もう返ってきましたか？

三重大大学の無期転換ルール 適切に始動しました

4月に無期転換を申し出た非常勤講師に「無期労働契約転換申込受理通知書」が交付されました。労働契約法18条は、「期間の定めのない労働契約の締結

の申込みをしたときは、使用者は当該申込みを承諾したものとみなす」としていることから、大学側が「申込みが会った」ことを確認し、その人は無期労働契約に転換したことになります。

先進的な取扱いにともない 先進的課題も新しく発生

この課題での三重大の

取扱いは、間違いなく全国的にも先進的なものです。それだけに、予期されなかった課題も新しく発生するものが予想されます。

質の高い授業を安定的に提供するために、継続的な努力が求められます。

たとえば、非常勤職員就業規則でいう「定年」を超えている人を、部局の規定に基づいて70歳までの期間で非常勤講師として委嘱する場合に、その雇用を維持させるためにどのような解釈・運用が必要なのか、という課題が突きつけられて

無期労働契約転換申込受理通知書

平成30年5月21日



国立大学法人三重大学長
駒田美弘



貴殿から平成30年4月13日に提出された無期労働契約転換申込書については、受理しましたので、通知します。

支部執行委員会

*教職員組合人文学部支部の執行委員会を下記の要領で開催いたします。支部組合員はどなたでも参加できますので、お気軽にお越しください。

日時：6月18日(月) 17:00～

場所：小会議室



三重大学教職組人文学部支部執行委員会

2018年 6月12日 (火) 第224号

津市栗真町屋町1577 三重大学人文学部内

編集・発行人 前田定孝

E-mail:kff02520@nifty.com